

## くらふる事業助成制度Q & A (R5年度版)

(このQ&Aについては予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください)

### ②リノベーション (戸建て住宅リフォーム奨励金事業)

#### 助成対象となる住宅・工事について

Q1 去年にバリアフリー改修工事をしましたが、対象になりますか？

→対象になりません。

令和5年4月1日以降に契約したものが対象です。工事着手前に交付申請書を提出する必要があります。

Q2 現在、バリアフリー改修工事中ですが、対象になりますか？

→対象になりません。

令和5年4月1日以降に契約したものが対象です。工事着手前に交付申請書を提出する必要があります。

Q3 バリアフリー改修工事は、どのような工事が対象ですか？

→ア 手摺りの設置 (浴室の改良以外) イ 段差の解消 (浴室以外)  
ウ 浴室の改良 エ 便所の改良 オ 階段の改良 カ 通路の拡幅  
キ 出入口の戸の改良 ク 玄関前スロープの設置が対象工事になります。  
※各工事項目詳細 (補助の対象になる基準) は要綱をご確認ください。

Q4 店舗併用住宅は、対象になりますか？

→対象になります。(条件あり)

店舗等の併用部分が全体の床面積の2分の1未満であれば対象となります。

Q5 7年前に購入した住宅をリフォーム工事をする予定です。対象になりますか？

→対象になりません。

中古物件を取得してから3年以内 (令和5年4月1日を基準日とした場合は令和2年4月1日まで) の対象住宅について、一般改修 (リフォーム) 工事を行う方が対象になります。ただし、バリアフリー工事、耐震改修工事は要件満たせば対象になります。

Q6 賃貸アパート、寮や社宅は対象になりますか？

→対象になりません。

自ら居住するため、又は今後居住するための戸建て住宅及び併用住宅 (店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの) が対象になります。

Q7 耐震工事を考えていますが、対象工事の内容を教えてください？

→昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を改修し、上部構造評点が1.0以上となる工事又はそれと同等

以上と認められる工事が対象となります。（耐震診断費用は助成対象になります。）

**Q8** 2世帯住宅の場合でも、助成対象になりますか？

→住宅の所有者が対象要件を満たしていれば助成対象となります。  
2つの世帯のうち、どちらか一方の世帯のみの申請となります。なお、請負契約書における契約者が申請者と同一であるものとします（連署契約可）

**Q9** 共有名義の住宅の場合でも、助成対象になりますか？

→共有名義の場合は、対象要件を満たす共有名義の方が申請する場合には助成対象となります。なお、同一住宅で重複して助成を受けることはできません。交付条件はQ8と同様になります。

**Q10** 工事はいつの時点で、着工できますか？

→申請書を審査後、適正であれば交付決定通知書を送付し、申請者に通知書が届いてからとなります。

**Q11** トイレや浴室を新設する場合は対象となりますか？

→浴室の新設は対象になりません。  
節水型便器（基準あり）を増設するものは対象になります。ただし、バリアフリー改修工事費の総額（税抜）30万円以上が、対象です。

**Q12** 脱炭素改修工事は、どのような工事が対象ですか？

→ア 太陽光発電システム イ 定置用リチウムイオン蓄電池システム  
ウ V2H充放電設備 エ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）  
オ 木質系燃料ストーブが対象工事となります。  
※各工事項目詳細（補助の対象になる基準）は要綱をご確認ください。

**Q13** バリアフリー改修工事と脱炭素改修工事をする予定です。2つとも対象になりますか？

→要件を満たしていれば、対象になります。  
（1）バリアフリー改修工事（2）耐震診断及び耐震改修工事（3）一般改修工事  
（4）脱炭素改修工事（5）住戸解体工事の（1）～（5）で規定する工事が異なる場合、各工事の要件を満たしていれば、同時申請及び追加の申請は可能です。

**Q14** 納屋、倉庫の解体工事する予定です。対象となりますか？

→対象になりません。  
老朽化が著しく周囲の景観を損なう自己が所有する住宅が対象になります。  
解体工事費の総額（税抜）50万円以上が対象です。  
建替えに伴う解体工事は対象外です。

## 助成対象者について

Q1 「申請者及び同居世帯人員が町税等を滞納していないこと」とは、どの税のことを指しますか？

→町税等とは、町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料のことを指します。

## 申請手続きについて

Q1 申請手続きは、郵送で行うことができますか？

→原則、窓口で手続きをお願いします。なお、遠隔地の場合などでどうしても窓口にお越しいただけない場合に限り郵送で受付しますが、送料は申請者の負担となります。

Q2 脱炭素促進設備設置費は各項目につき、10万円加算されるのでしょうか？

→脱炭素促進設備設置費は、5項目の全ての工事を施工したとしても10万円(上限)までしか加算されません。

Q3 申込は先着順ですか？

→交付申請は受付順となります。各年度の事業予算額に達した時点で終了となります。

Q4 法人申請は対象となりますか？

→法人申請は対象になりません。